

種子法廃止、種苗法改定で自家増殖一律禁止

—脅かされる食の安全と地方からの抵抗—

山田 正彦

弁護士・元農林水産大臣

種子法の廃止されたいきさつ

種子法廃止は2017年にわずか11時間足らずの国会での審議で可決されました。このことによって私たちの生活はどう変わのでしょうか。これまで私たちが当たり前のように食べているコシヒカリやゆめぴりか等伝統的な固定種の美味しいコメが消えて、政府が代わりに推奨している三井化学のみつひかりF1（雑種で一代限りなので毎年種子を購入しなければならぬもの）等が変わっていくことになります。

種子法は日本の主食であるコメ、麦、大豆の種子を国が管理して、各都道府県に優良な品種を安定的に農家に提供するように義務付けたものです。この法律によって都道府県は原原種から原種、種子と3年がかりで少しでも異なる株をはぶいて固定種の純粋なものを厳しい審査、検査のもとに農家に提供してきたのです。

やまだ まさひこ

早稲田大学法学部卒業。弁護士、元農水大臣、元衆議院議員。専門は農林水産分野。

著書に『売り渡される食の安全』（角川新書、2019年）、『タネはどうなる?!～種子法廃止と種苗法運用で』（サイゾー、2018年）、『アメリカも批准できないTPP協定の内容は、こうだった!』（サイゾー、2016年）など。

ところが政府は種子法を廃止して、コメ、麦、大豆の種子をすべて民間企業の日本モンサントのとのめぐみ、豊田通商のしきゆたかなどに変えようとしているのです。野菜が30年で伝統的な固定種がF1の種子に変わり海外で約90%生産され、価格も17倍になったようにコメ麦大豆の種子もそうしようとしているのです。これまで種子法で守られてきたコメ、麦、大豆の種子もすべて民間の活力に委ねることにしたのです。

それに、日本は亜熱帯から亜寒帯と南北に長く、コメだけでも地域の気候に合った350種類ほどの多様な品種がこれまで各都道府県で指定品種として登録されていますが、農業競争力強化支援法8条3項では銘柄が多すぎるから集約するとなっているので、農家も消費者も民間の数種類の種子しか選べないことになっていく恐れがあります。

このような法改定の背景にはTPP協定によってモンサント等多国籍種子化学企業による日本の種子の支配が考えられます。

このことは私が弁護団の共同代表を務めているTPP違憲訴訟の会で種子法廃止は憲法25条生存権による国民の「食への権利」を侵害するもので違憲であることの訴訟を提起していますが、先日それに対しての国の答弁書が提出されました。そこには種子法廃止はTPP協定による総合的な見地からなされたものであることが記載されてありましたので明らかに国も自らがTPP協定によるものであることを認めています。

次に行われようとしている種苗法改定で予定されている自家採種禁止はかつてモンサント法案と呼ばれ、1970年代から当時の発展途上国で猛威を振るいました。

当時、ブラジル、メキシコなど中南米諸国で次々に自家採種禁止法案が可決されましたが、農民の暴動などもあって現在では次々に廃止されています。インドでも先に公共の種子が廃止されて自家採種禁止法案が成立、モンサントなどから遺伝子組み換えの種子が販売されて20万人の農民が自殺したのは有名な話です。

ところが米国では主食である小麦については3分の2が自家採種、残り3分の1は各州立の試験場などで厳しい審査のもとに提供されている公共の種子です。カナダも80%が自家採種、残りが農務省の公共の種子、豪州では95%が自家採種、5%が公共の種子となっているのです。

種苗法の改定で自家増殖一律禁止に

そして今回の種苗法改定です。

種苗法は新しく品種を開発した人や企業の権利を守るため、著作権と同じように作物では25年、果樹では30年の保護期間を認めたもので、いわば育種の開発者のための法律です。ただ自家採種は食料・農業植物遺伝資源条約及び国連で採択された農民の権利宣言を配慮して、一旦売却した種子は農家が自家採種が続けられるようになっています。

それが今回の改定で登録品種については一律で自家採種が禁止になろうとしているのです。

もっとも登録品種でもコシヒカリなど登録保護期間25年を過ぎた品種は自家採種を続けることはできます。しかし自家採種を続けているコメ農家の話では、3年以上になるとどうしても品種が交雑して劣化しコシヒカリとして売れなくなるので、3年に1回は県から公共の種子を購入して作付けしているようです。

政府は種苗法改定をしなければならない理由としてシャインマスカット等日本で開発された優良品種が海外に流出することを防ぐために必要だとして

います。

本当でしょうか。

種苗法は国内法ですから国内法で海外での育種権利者の権利を保護することは無理があります。

農業競争力強化支援法では、国の育種機関である農研機構、各都道府県の試験場などの優良な育種知見(知的財産権)を民間に提供することを促進するとなっています。(8条4項)

同法の審議の際に当時の齋藤農水副大臣は、民間とは海外の事業者も含まれると答弁しています。シャインマスカットは(独)農研機構の登録品種なので同法では日本の優良な育種知見を海外の業者も含めて民間に提供させるとしながら、種苗法の改定で海外への流出を防ぐために改定が必要だとしているので、明らかに論理が破綻して理由にならないことになります。

また現行の種苗法21条4項では明文で登録された品種を購入して消費以外の目的で輸出することを禁止するとしています。日本で登録品種を購入して海外の種苗業者に販売しようとするれば現行のままでも刑事告訴、民事の損害賠償もできるので十分防ぐことはできます。

実際に2005年に山形県が、育成したさくらんぼの品種「紅秀峰」がオーストラリアで栽培され日本に輸出されようとしているのをある雑誌で知り、直ちに裁判で税関に輸入差止めの仮処分をしました。そして紅秀峰を持ち出そうとした日本人とオーストラリアの業者を刑事告訴して事前に流出を止めています。

中国に対しても農水省は既に2005年度には中国での育種権利者の権利侵害を防ぐために70ページを超える手引書を作成して、刑事告訴、輸入の税関への差止めの仮処分、損害賠償を求める方法など細かく指導しています。

農水省は2017年に日本の優良な育種知見が海外に流出することを防ぐことは物理的に不可能なことなので海外で育種登録をすることが唯一の方法であることを書面にして残しています。

それなのに農水省は海外への流出を防ぐために、登録品種については一律で自家増殖禁止にし

ようとしているのです。しかも違反した場合には10年以下の懲役、1000万以下の罰金、農業生産法人など法人には3億円以下の罰金を新設してしかも共謀罪の対象にもなるという厳罰の定めにしてやっています。

この種苗法の改定によって2000年も昔から自家採種を続けてきた日本の農家はこれからどうなるのでしょうか。

農水省は一般品種(在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種)が殆どで、禁止になる登録品種は10%もないので影響はほとんどないので心配することはないと説明します。

実は農水省は2015年度に自家増殖に関する生産者アンケート調査をしています。その調査の結果では、52%以上の農家が登録品種を栽培しています。中でも驚いたことに野菜類は74%も自家採種しているのです。その理由として必要な種苗を確保するために約35%、種苗の費用を節約するためにするものが30%もいる。これで農水省は農家には影響がないといえるのでしょうか。しかも農水省はこの大事なアンケート調査の資料を種苗法改定の識者を集めての検討会に提出していません。

これからは農家は登録された品種を作付けするには育種権利者に対してそれなりのお金を払って許諾の許可を得なければならないのです。その申請書を提出する手間、費用だけでも農家は大変です。農水省は許諾料はわずかにしかないので心配いらないと述べています。これまでの農研機構、都道府県の許諾料を例に説明していますが、許諾料は育成権利者の意向次第で決まるものなのです。今回の改定は育成権利者が民間に変わることを前提としています(農業競争力強化支援法8条4項と平成29年の各都道府県への農水省次官通知を参照してください)。

今回の改定は、民間に育成者の権利が移転しなくても、農家にとっては経営上かなりの打撃を受けることは間違いありません。

例えばコメの専業農家横田農場が農水省の第4回検討会で7トンほどを自家採種してきたので全てを購入するとなれば500万円近い負担増になる

とプレゼンしています。実際に北海道のコメ農家瀬川守さんは20ヘクタールの水田で登録品種のゆめぴりかを自家採種しています。十勝の伊藤英信さんも3タールの農地に小麦の登録品種きたほなみ、30ヘクタールの農地に大豆の登録品種ユキホマレを自家採種しています。彼等はすべての種子を購入するとなれば数十万から数百万はかかることになり、仮に三井化学のみつひかりのように、民間種子になればその10倍はかかることになり、農家の経営は成り立たなくなります。

また自家増殖禁止は、いちごや芋類、サトウキビなどの栄養繁殖性作物や、りんごやみかん等の果樹などの農家にも深刻な打撃を与えることとなります。例えば茨木県のイチゴ農家の話では1本500円の種苗を500本ほど県から購入してそれを選別しながら2万本まで自家増殖するので、それができなくなれば経営が成り立たなくなると。特に沖縄県のサトウキビは現在90%が登録品種なので深刻な打撃を受けるものと思われます。

このことについては原村政樹映画監督の「タネは誰のもの 種苗法改定で農家は？」を見ていただければよく理解できます。

さらに農水省は有機栽培、自然栽培の農家に「あなた方が自家採種して栽培している農産物は一般品種なので自家採種一律禁止の対象ではありませんので何の心配もありません」と説明しています。

ところが農家は、自分が作付けしている農産物が登録品種なのか一般品種なのか殆ど誰も知らないで作付けしているのです。農水省も最近になって詳しい情報を流し始めたので知る由もなかったともいえます。現在登録品種だけで8315種類もあって農水省の話では年間800種類がわずか20人の専門官のもとで育種登録なされているのです。例えばシソで7種類登録、エゴマでも3種類登録されています。

小粒大豆の黒千石も全国各地で栽培している有機農家は多いと思われますが、昨年北海道で電系3号が品種登録されています。

農水省は伝統的な品種が新規に品種登録されることないと説明していますがそうではありません。

黒千石にしても北海道の北竜町でかつては軍馬の飼料や緑肥作物だったものが美味しいので作られるようになり、その在来種から取量の多いものや熟期が早いものを選別しながら7年かけて品種登録されました。彼等は、収穫物自体は見た目にはなかなか区別がつきにくいと述べています。有機栽培農家は在来種だと思って栽培を続けていたらある日突然刑事告訴、民事の莫大な損害賠償が起こされないとは限りません。カナダの伝統的な菜種農家がモンサントから訴えられて敗訴した話は有名です。

日本でもすでにそのような裁判が起こされていて、2015年のなめこ茸事件の高裁の判決があります。伝統的な茸の栽培農家が企業から育種権を侵害しているとして損害賠償を求めて訴えた事件です。裁判所は品種の持つ特徴の特性だけをみれば確かに権利を侵害しているかにみえるが、現物を比較しなければ分からないとして企業の主張を棄却しました。

今回の改定案では育成者権者が開花時期、葉の色等特徴を特性表にし、それだけで裁判に勝てるように35条を新設しています。

私が最も心配なのはゲノム編集の種子が、今年から安全審査の手続きもなされないまま、表示もなく作付されることです。飼料用米としてシンク能改変イネが用意され作付が始まる恐れが出てきています。

日本政府はゲノム編集食品は遺伝子組み換え食品と違って安全だとして、2018年に安全審査の手続きもいらず何の表示も届け出も任意のまま流通できることを決定しました。

しかしゲノム編集はまさに遺伝子組み換えそのものだと、EUなど各国ではNew GMOとして遺伝子組み換えと同様の厳しい扱いをしているのです。

地方は動き出しました

ここまで私は種苗法改定でいま日本の農業にとって大変なことが起ころうとしていることを述べた。しかし私はこの流れを変えることができると確信しています。種子法は廃止されましたが、現在ま

で21の北海道から鹿児島までの道県で種子法に代わる種子条例が成立しています。このままいけば32の道県で条例ができることになり、これで私たちの主食であるコメ、麦、大豆の種子は一先ず安心です。

地方が変われば国の政治も変わります。国会でも種子法廃止撤回法案が自公民も同意して現在農水委員会で審議されています。

種苗法改定も先の国会で採決されるかと思っていたが先送りになりました。この審議について、三重県議会、札幌市議会など27の自治体が慎重審議を求めることの見解を出しています。これからもこのような動きは加速されるものと思われます。

仮に種苗改定が次の国会で可決されるとしてもこれから地方はそれに対する備えをしておかなければなりません。

まず、私たちの地方には多様な伝統的な品種がまだ多く残っているので、それらを発掘調査して保存管理する環境条例を制定したらいかがでしょうか。30年前に広島県では、知事が当時野菜がF1の種子になって自家採種する農家が少なくなったのを憂えて県と民間で出資して公社を設立してジーンバンクを設立して今日同県を中心とした2万数千点の品種を保存して農民に無償で貸し出ししています。韓国でもローカルフード条例ができています。各都道府県でこのような条例を先に制定して地方の伝統的な品種を保存してデータで管理しておけば育成者から侵害していると裁判されても対抗できることになります。同時に県が開発した育種についての知見（知的財産権）を農業競争力強化支援法（8条4項）では民間に提供することになっています、それについて厳しい制限（例えば県議会の同意が必要であるとか）は合法的に備えておかなければならないことです。

遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品いずれも日本の食品安全委員会は安全だとしているので、遺伝子組み換え種子も国がその使用を押し付けてくれば周囲の農地は花粉の交雑によって有機栽培のできない農地になるので対抗策を講じておかなければなりません。

それについては愛媛県今治市の条例は、市長の承諾なくして遺伝子組み換えの作物を栽培したものは6か月以下の懲役、50万円以下の罰金になっています。北海道の遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例も参考になります。

地方は動き出しました。今回のコロナ禍の場合にも中央政府の言いなりにはなりません。地方自治法、地方分権一括法からしても地方自治体と国は同格なのです。ふるさと納税で国を相手に争った泉佐野市は最高裁で勝訴しています。■

